

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告
〔神戸市立海外移住と文化の交流センター指定管理者 〕

神戸市監査委員	櫻	井	誠	一
同	荻	阪	伸	秀
同	山	田	哲	郎
同	坊		やす	なが

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 25 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

神戸市立海外移住と文化の交流センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成 24 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

平成 25 年 8 月 28 日～平成 26 年 3 月 14 日

3 監 査 の 方 法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市立海外移住と文化の交流センター（以下「交流センター」という。）

交流センターは、海外移住の歴史及び意義の継承，地域に在住する外国人等との交流並びに国際的な芸術の交流を通じて，多様な文化が共生するまちづくりに資することを目的に設置されている。

所在地 神戸市中央区山本通 3 丁目 19 番 8 号

施設概要 延床面積 4,052.97 m²

内 容 展示室（移住ミュージアム），活動支援室（在住外国人支援），
創作室・ギャラリー（国際芸術交流），会議室，駐車場ほか

開館時間 移住ミュージアム 10:00～17:00，移住ミュージアム以外の施設 9:00～22:00
（休館日 毎週月曜日，年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日））

入場料 無料（貸会議室，駐車場等は有料）

施設開設年月日 平成 21 年 6 月 3 日

(2) 指定管理者及び選定理由

指定管理者 海外移住と文化の交流センター共同事業体

代表者 株式会社カワサキライフコーポレーション
（その他の構成員）

財団法人 日伯協会

特定非営利活動法人 関西ブラジル人コミュニティ C B K
C . A . P（特定非営利活動法人 芸術と計画会議）

選定理由

指定管理者から提出された提案等について，指定管理者選定評価委員会で総合的に評価された結果，施設の設置目的に沿った具体的，魅力的な事業及び組織，人員体制が他の候補者の提案より優れていることから，選定されている。

(3) 指定期間 平成 21 年 6 月 3 日～平成 25 年 3 月 31 日 （第 2 期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、移住ミュージアムの運営事業、在住外国人の支援事業、国際芸術交流事業、貸会議室に関する業務、施設の維持管理・運営に関する業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

項 目	平成24年度	平成23年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
入 館 者 数	59,275人	47,694人	11,581人	24.3
うち移住ミュージアム	18,343人	18,853人	510人	2.7
うち各種語学教室()	3,746人	2,926人	820人	28.0

「子どものための日本語教室」「子どものためのポルトガル語教室」「日系人のための日本語教室」
「日本人向けのポルトガル語教室」ほか

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

なお、貸会議室や駐車場などの使用料は、指定管理者が利用者より徴収した後本市に払い込んでいる。

第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円)

	平成24年度		平成23年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
指 定 管 理 料	47,696	100.0	47,092	100.0	604	1.3
(うち修繕費)	(1,837)	(3.9)	(1,233)	(2.6)	(604)	(49.0)

修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や弁護士、公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成24年度の総合評価は5段階評価(AAA, AA, A, B, C)のうち、AA(運営内容が目標や計画・過去実績等をやや上回っている)となっており、その所見は「入館者数が増加していることは、共同事業体の運営が良好であることと理解できる。」「認知度の向上やPRの成果もあり、大学研究グループ等の来館が増えている点も評価できる」などとなっている。

5 監査の結果

交流センターの指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては指定管理者が今後適正な事務処理に努められるよう指導されたい。

また、指定管理者においては、今後とも多様な文化が共生するまちづくりに資するよう事業運営に努められたい。

(1) 指摘事項

使用料に関して指定管理協定書に基づいた事務処理をするべきもの

交流センターの指定管理協定書では、指定管理者は使用料を徴収したときは、指定管理者代表者の専用口座（決済用預金）に日々入金し、月末で集計して、翌月の10日までに本市の納付書により払い込まなければならないと定めているが、使用料を約1月分まとめて専用口座に入金しており、また期日を経過して払い込まれていた。

指定管理者は、指定管理協定書に基づいて適正かつ迅速な事務処理を行うべきである。また、本市所管局は指定管理者に対して適正な事務処理をするよう求めるべきである。

（事例）

月 別	指定管理者が 市へ報告した日	払込日	指定管理協定 書の払込期日	払込金額
4月分	H24.5.5	H24.5.14	H24.5.10	166,100 円
(中略)				
12月分	H25.1.10	H25.1.17	H25.1.10	105,800 円
1月分	H25.2.8	H25.2.19	H25.2.10	111,700 円
2月分	H25.3.5	H25.3.13	H25.3.10	148,600 円
3月分	H25.4.5	H25.4.18	H25.4.10	124,750 円

使用料を条例に定められた期日で収入するべきもの

活動支援室は1年を超えない期間で使用許可をすることができ、その使用料について、神戸市立海外移住と文化の交流センター条例第10条では、使用許可を受けた者は毎月5日までにその月分を納付しなければならない、と定めているが、指定管理者はこの期日を経過して使用料を徴収していた。

条例に定められた期日までに徴収するべきである。

(事例)

月 別	納 付 日			条例上の 納付期限
	活動支援室 1	活動支援室 2		
	入居団体 A	入居団体 B	入居団体 C	
4 月分	H24.4.24	H24.4.10	期日内徴収	H24.4.5
5 月分	H24.5.6	H24.5.13	H24.5.8	H24.5.5
6 月分	期日内徴収	H24.6.10	期日内徴収	H24.6.5
7 月分	H24.7.7	H24.7.6	期日内徴収	H24.7.5

活動支援室の使用料：1室1箇月につき20,000円。なお、活動支援室2の使用料は、入居団体が、半額ずつ負担している。

(2) 意見

共同事業体協定書ひな型に準じた協定書の締結について

交流センターの指定管理者構成員間で締結している「神戸市立海外移住と文化の交流センター指定管理者共同事業体協定書」(以下「交流センター共同事業体協定書」という。)では、本市の「公の施設の指定管理者制度運用指針 運用マニュアル(様式集)共同事業体協定書のひな型」(以下「協定書ひな型」という。)で示されている取引金融機関(第10条)、決算(第11条)、利益金の配当の割合(第12条)、欠損金の負担の割合(第13条)が盛り込まれていなかった。

協定書ひな型は、施設の特性等に応じて適宜必要な修正を加えることができるとされているが、交流センター共同事業体協定書に盛り込まれていなかった事項は共同事業体を運営するにあたっては重要なものである。

本市所管局は、協定書ひな型の条文の必要性を検証し、共同事業体の運用がより良いものとなるよう、今後共同事業体を指定管理者として選定する際は、協定書ひな型に準じた共同事業体協定書を締結するよう指定管理者を指導されたい。

なお、現行の指定管理者制度は、本市に共通する事項であるため、平成25年度財務定期監査の「内部統制の実施状況」にも意見を付している。

凡 例

- 1 文中で用いる金額は，原則として千円の位以下を省略し，万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は，原則として百円の位を四捨五入し，千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は，百分率で表示し，小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は，次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが，単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は，零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし，算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が 1,000% 以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。